

令和6年4月1日

入札参加者各位

## 現場代理人の兼務について

現場代理人の兼務について下記のとおり取り扱います。

なお、手続きに虚偽等があった場合や、安全管理等に起因する事故等があった場合には、今後、常総市の発注する工事では兼務を認めないとともに、指名停止措置等を行うこともありますので御注意ください。

### 記

#### 1 現場代理人の兼務の取扱いについて

次のいずれかに該当する場合は、発注者に届出をすることにより現場代理人の兼務をすることが可能とする。

- (1) 予定価格が4,000万円（税込）未満の工事2件まで。
- (2) 契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- (3) いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事個所が常総市内である2件の工事

#### 2 建設業法に規定する技術者との兼務

- (1) 経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者と現場代理人との兼務は、予定価格が4,000万円（税込）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事の数は2件までとする。  
※営業所の専任技術者の場合は、属する営業所が茨城県内であること。
- (2) 特例監理技術者と現場代理人の兼務は認めない。

#### 3 その他の条件について

- (1) 発注者は、国又は地方公共団体（独立行政法人、土地改良区及び土地区画整理組合などを含む。）であること。
- (2) 工事箇所が、常総市内又は常総市に隣接する市町内であり、相互の工事箇所が近接していること。
- (3) 工事箇所間の移動が容易であり、工期中は、必ずどちらかの現場に常駐して、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- (4) 兼務するいずれの工事も連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、必ず連絡員が工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障を来さないこと。

#### 4 手続きについて

受注者は、各工事の発注課（所）等と次に掲げる時期までに現場の管理及び連絡体制について協議を行い、別紙（現場代理人兼務届）により発注課（所）長に届け出ること。また、各工事の発注者が異なる場合は、当該機関が定める様式の写しを添付すること。

（１）施工中の工事と新たに応札を予定している工事の現場代理人を兼務する場合は、施工中の工事の発注課（所）と新たに兼務する予定工事の入札参加申請を行う前に協議し、新たに受注した工事の発注課（所）とは、請負契約の締結後速やかに協議を行う。

（２）２つの工事を同時期に落札し各工事の現場代理人を兼務する場合は、各工事の発注課（所）と工事の請負契約の締結後速やかに協議を行う。

#### 5 適用

令和6年4月1日以降に契約締結する建設工事から適用する。